

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	介護保険法	担当課	長寿介護課	検索番号	3-6-1
許認可等	指定特定施設入居者生活介護利用定員の変更の指定				
(根拠規定)					
○介護保険法 (平成9年法律第123号)					
(指定の変更)					
第70条の3 第41条第1項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。					
(許認可等の基準)					
○愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和3年愛媛県条例第26号)					
○愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第26号)					
(その他)					